

「輸入種苗検疫要綱の制定等について」（昭和53年9月30日付け 53農蚕第6963号 農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
（目的及び定義） 第1 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）に基づく輸入種苗の検疫を<u>斉一</u>かつ円滑に実施するため、この要綱を定める。 2 〔略〕 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への<u>積替え</u>又は航空機から飛行場内への卸下をいう。 <u>ただし、「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）及び「航空コンテナ積替確認実施要領」（昭和58年9月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通達）の規定による本邦以外の港・空港を仕向地とする積替え（トランシップ、トランシット）のための一時的卸下を除くものとする。</u>	（目的及び定義） 第1 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）に基づく輸入種苗の検疫を<u>整一</u>かつ円滑に実施するため、この要綱を定める。 2 〔略〕 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への<u>積替</u>又は航空機から飛行場内への卸下をいう。

改 正 後	現 行
4 〔略〕 5 コンテナによって海上輸送される輸入種苗の検疫は、この要綱に定めるもののほか、<u>海上コンテナ要領</u>に基づき実施するものとする。 6 特定重要病害虫（「特定重要病害虫検疫要綱」（昭和53年12月4日付け53農蚕第8308号農蚕園芸局長通達。以下「<u>特重要綱</u>」という。）第2第1項に規定するものをいう。）の付着するおそれのある輸入種苗の検査に当たっては、この要綱に定めるもののほか、<u>特重要綱</u>によるものとする。 〔新設〕 7 <u>電子情報処理組織を使用して行われる検査申請手続等については、この要綱に定めるもののほか「電子情報処理組織による輸入検査関係事務手続要領」（平成9年3月3日付け9農産第2321号農産園芸局長通達）に基づき実施するものとする。</u>	4 〔略〕 5 コンテナによって海上輸送される輸入種苗の検疫は、この要綱に定めるものの外、「<u>海上コンテナ詰輸入植物検疫要領</u>」（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）に基づき実施するものとする。 6 特定重要病害虫（「特定重要病害虫検疫要綱」（昭和53年12月4日付け53農蚕第8308号農蚕園芸局長通達）第2第1項に規定するものをいう。）<u>のうち別表1に掲げるものの付着するおそれのある輸入種苗の検査に当たっては、この要綱に定めるもののほか、「特定重要病害虫検疫要綱」別表2に定める特定重要病害虫検査指標により綿密に行うものとする。</u>
（輸入検査の方法） 第8	（輸入検査の方法） 第8

改 正 後	現 行
2 1次検査は、当該種苗の検査荷口ごとに、規程別表第1に掲げる数量について、<u>別表1</u>に掲げる方法により行うものとする。 3 2次検査は、1次検査において抽出した種苗の中から<u>別表2</u>に掲げる数量以上を抽出し、同表に掲げる方法により行うものとする。	2 1次検査は、当該種苗の検査荷口ごとに、規程別表第1に掲げる数量について、<u>別表2</u>に掲げる方法により行うものとする。 3 2次検査は、1次検査において抽出した種苗の中から<u>別表3</u>に掲げる数量以上を抽出し、同表に掲げる方法により行うものとする。
(不合格の通知) 第10 〔削る〕 3〔略〕 〔条項移動〕	(不合格の通知) 第10 3 <u>植物防疫官は、当該種苗に別表1に掲げるものが付着しているときにあっては、当該検査荷口の全量について「特定重要病害虫検疫要綱」別表2に定める特定重要病害虫検査指標に掲げる措置を命ずるものとする。</u> 4〔略〕
(消毒方法の基準) 第12 第10の規定による消毒は、<u>別表3</u>に掲げる基準に適合した方法により行わせなければならない。 (消毒を行う場所)	(消毒方法の基準) 第12 第10の規定による消毒は、<u>別表4</u>に掲げる基準に適合した方法により行わせなければならない。 (消毒を行う場所)

改 正 後	現 行
第 1 3 第10の規定により消毒を行う場所は、当該種苗を検査した港の港頭地域内又は飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、輸入者又は管理者から上記の港頭地域及び飛行場以外の場所に輸送して消毒を実施したい旨の輸送後消毒申請書（別記様式 2）の提出があった場合において、次の各号の全て（ただし、規則第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる港に輸送する場合は第 5 号を除く。）に該当し、かつ、その取締りが可能であると認められるときは、植物防疫官は、<u>これを行わせる</u>ことができる。 (1)〔略〕 (2) 輸送中に<u>検疫有害動植物</u>の分散を防止する措置がとられること。 (3)〔略〕 (4)〔略〕 (5) 当該種苗に付着している<u>検疫有害動植物</u>が<u>特重要綱別表 1</u>に掲げるものでないこと。 2 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対し、当該種苗の運搬に使用した船車等及び荷役場所につき<u>検疫有害動植物</u>の分散	第 1 3 第10の規定により消毒を行う場所は、当該種苗を検査した港の港頭地域内又は飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、輸入者又は管理者から上記の港頭地域及び飛行場以外の場所に輸送して消毒を実施したい旨の輸送後消毒申請書（別記様式 2）の提出があった場合において、次の各号の全て（ただし、規則第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる港に輸送する場合は第 5 号を除く。）に該当し、かつ、その取締りが可能であると認められるときは、植物防疫官は、<u>植物防疫所長（規則第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる港に輸送する場合は、支所長及び出張所長を含む。）の許可を得て、これを承認</u>することができる。 (1)〔略〕 (2) 輸送中に<u>有害動物又は有害植物</u>の分散を防止する措置がとられること。 (3)〔略〕 (4)〔略〕 (5) 当該種苗に付着している<u>有害動物又は有害植物</u>が<u>別表 1</u>に掲げるものでないこと。 2 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対し、当該種苗の運搬に使用した船車等及び荷役場所につき<u>有害動物又は有害植物</u>

改 正 後	現 行
防止のため薬剤散布等の措置を行わせる場合にあつては、<u>別表 4</u>に掲げる基準によるものとする。 (不合格種苗の<u>積戻し</u>) 第 1 4 植物防疫官は、第10の規定により消毒又は廃棄を命じた種苗について輸入者又は管理者から<u>積戻し</u>の許可申請書（別記様式 3）の提出があつた場合において監督及び取締上適當であると認めるときは、第10第 1 項の規定にかかわらず、これを許可することができる。 2 前項の場合において、<u>検疫有害動植物</u>又は土等の分散防止等監督及び取締上必要と認める範囲で条件を付すことができる。 3 第 2 項の条件は、<u>別表 4</u>に掲げる基準のほか、<u>別表 3</u>に掲げる基準に基づき定めるものとする。 4 植物防疫官は、第 1 項の規定による許可をした場合は、その<u>積戻し</u>の事実を確認するものとする。ただし、関税法（昭和29年法律第61号）第75条において準用する同法第67条に基づく積戻申告書の<u>写し</u>の提出があつた場合は、この限りでない。	の分散防止のため薬剤散布等の措置を行わせる場合にあつては、<u>別表 5</u>に掲げる基準によるものとする。 (不合格種苗の<u>積戻</u>) 第 1 4 植物防疫官は、第10の規定により消毒又は廃棄を命じた種苗について輸入者又は管理者から<u>積戻</u>の許可申請書（別記様式 3）の提出があつた場合において監督及び取締上適當であると認めるときは、第10第 1 項の規定にかかわらず、これを許可することができる。 2 前項の場合において、<u>有害動物若しくは有害植物</u>又は土等の分散防止等監督及び取締上必要と認める範囲で条件を付すことできる。 3 第 2 項の条件は、<u>別表 5</u>に掲げる基準の外、<u>別表 4</u>に掲げる基準に基づき定めるものとする。 4 植物防疫官は、第 1 項の規定による許可をした場合は、その<u>積戻</u>の事実を確認するものとする。ただし、関税法（昭和29年法律第61号）第75条において準用する同法第67条に基づく積戻申告書の<u>写</u>の提出があつた場合は、この限りでない。
(選別効果の確認) 第 1 8	(選別効果の確認) 第 1 8

改 正 後	現 行
2 植物防疫官は、前項の確認の結果、なお<u>検疫有害動植物</u>があると認めるときは、輸入者又は管理者に対し、再選別若しくは再除去又は廃棄を行わせるものとする。 (廃棄又はき損証明) 第19 植物防疫官は、<u>種苗の廃棄、積戻し又は消毒を行うこと</u>により著しくき損した場合において、輸入者又は管理者の要求があったときは、処分証明書（規則第9号様式）を交付しなければならない。 (輸入認可証の交付) 第20 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) <u>第13第1項のただし書きに該当する場合</u> (4) 〔略〕 (業務の移管) 第21 植物防疫官は、自己の所属する植物防疫所以外の植物防疫所が検疫を管轄する場所において消毒又は廃棄を命ずる場	2 植物防疫官は、前項の確認の結果、なお<u>有害動物又は有害植物</u>があると認めるときは、輸入者又は管理者に対し、再選別若しくは再除去又は廃棄を行わせるものとする。 (廃棄又はき損証明) 第19 植物防疫官は、<u>種苗を廃棄し、又は消毒により著しくき損した場合において</u>、輸入者又は管理者の要求があったときは、処分証明書（規則第9号様式）を交付しなければならない。 (輸入認可証の交付) 第20 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) <u>第13第1項ただし書きの場所において消毒を行う場合で、植物防疫官により同項の輸送後消毒申請書が承認された場合</u> (4) 〔略〕 (業務の移管) 第21 植物防疫官は、自己の所属する植物防疫所以外の植物防疫所が検疫を管轄する場所において消毒又は廃棄を命ずる場

改 正 後	現 行
合は、あらかじめ、当該植物防疫所に当該種苗についての輸送後消毒申請書の<u>写し</u>及び検査申請書の<u>写し</u>を送付するものとする。 (合格の証明) 第 2 2 [略]	合は、あらかじめ、当該植物防疫所に当該種苗についての輸送後消毒申請書の<u>写</u>及び検査申請書の<u>写</u>を送付するものとする。 (合格の証明) 第 2 2 [略]

改 正 後	現 行																												
〔削る〕	表 1 (第 1, 第 10, 第 13 関係) <table> <tr> <th data-bbox="1153 391 1758 438">学 名</th><th data-bbox="1758 391 2016 438">和名又は英名</th></tr> <tr> <td data-bbox="1153 438 1758 534">Dibotryon morbosum (Schveinitz) Theissen & Sydow</td><td data-bbox="1758 438 2016 534">black knot</td></tr> <tr> <td data-bbox="1153 534 1758 582">Guignardia citricarpa Kiely</td><td data-bbox="1758 534 2016 582">black spot</td></tr> <tr> <td data-bbox="1153 582 1758 630">Puccinia pittieriana P. Hennings</td><td data-bbox="1758 582 2016 630">rust</td></tr> <tr> <td data-bbox="1153 630 1758 678">Deuterophoma tracheiphila Petri</td><td data-bbox="1758 630 2016 678">mal secco</td></tr> <tr> <td data-bbox="1153 678 1758 774">Sphaeropsis tumefaciens Hedges</td><td data-bbox="1758 678 2016 774">Sphaeropsis knot</td></tr> <tr> <td data-bbox="1153 774 1758 869">Colletotrichum capsici (Sydow) Butler & Bisby</td><td data-bbox="1758 774 2016 869">dieback</td></tr> <tr> <td data-bbox="1153 869 1758 965">Fusarium solani f. sp. cucurbitae Snyder & Hansen</td><td data-bbox="1758 869 2016 965">かぼちゃ 立枯れ病菌</td></tr> <tr> <td data-bbox="1153 965 1758 1061">Verticillium tricorpus Isaac</td><td data-bbox="1758 965 2016 1061">Verticillium wilt</td></tr> <tr> <td data-bbox="1153 1061 1758 1109">Drechslera iridis (Oud.) M. B. Ellis</td><td data-bbox="1758 1061 2016 1109">ink disease</td></tr> <tr> <td data-bbox="1153 1109 1758 1157">Ceratocystis fagacearum (Bretz) Hunt</td><td data-bbox="1758 1109 2016 1157">oak wilt</td></tr> <tr> <td data-bbox="1153 1157 1758 1252">Ceratocystis ulmi (Buisman) C. Moreau</td><td data-bbox="1758 1157 2016 1252">dutch elm disease</td></tr> <tr> <td data-bbox="1153 1252 1758 1300">Eutypa lata (pers.:Fr) Tul & C. Tul</td><td data-bbox="1758 1252 2016 1300">Eutypa dieback</td></tr> <tr> <td data-bbox="1153 1300 1758 1396">Xanthomonas campestris pv. oryzicola (Fang et al.) Dye</td><td data-bbox="1758 1300 2016 1396">イネ条斑細菌病 菌</td></tr> </table>	学 名	和名又は英名	Dibotryon morbosum (Schveinitz) Theissen & Sydow	black knot	Guignardia citricarpa Kiely	black spot	Puccinia pittieriana P. Hennings	rust	Deuterophoma tracheiphila Petri	mal secco	Sphaeropsis tumefaciens Hedges	Sphaeropsis knot	Colletotrichum capsici (Sydow) Butler & Bisby	dieback	Fusarium solani f. sp. cucurbitae Snyder & Hansen	かぼちゃ 立枯れ病菌	Verticillium tricorpus Isaac	Verticillium wilt	Drechslera iridis (Oud.) M. B. Ellis	ink disease	Ceratocystis fagacearum (Bretz) Hunt	oak wilt	Ceratocystis ulmi (Buisman) C. Moreau	dutch elm disease	Eutypa lata (pers.:Fr) Tul & C. Tul	Eutypa dieback	Xanthomonas campestris pv. oryzicola (Fang et al.) Dye	イネ条斑細菌病 菌
学 名	和名又は英名																												
Dibotryon morbosum (Schveinitz) Theissen & Sydow	black knot																												
Guignardia citricarpa Kiely	black spot																												
Puccinia pittieriana P. Hennings	rust																												
Deuterophoma tracheiphila Petri	mal secco																												
Sphaeropsis tumefaciens Hedges	Sphaeropsis knot																												
Colletotrichum capsici (Sydow) Butler & Bisby	dieback																												
Fusarium solani f. sp. cucurbitae Snyder & Hansen	かぼちゃ 立枯れ病菌																												
Verticillium tricorpus Isaac	Verticillium wilt																												
Drechslera iridis (Oud.) M. B. Ellis	ink disease																												
Ceratocystis fagacearum (Bretz) Hunt	oak wilt																												
Ceratocystis ulmi (Buisman) C. Moreau	dutch elm disease																												
Eutypa lata (pers.:Fr) Tul & C. Tul	Eutypa dieback																												
Xanthomonas campestris pv. oryzicola (Fang et al.) Dye	イネ条斑細菌病 菌																												

改 正 後	現 行																																		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1182 363 1798 483">Erwinia amylovora (Burrill) Winslow et al.</td><td data-bbox="1798 363 2045 483">火傷病菌</td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 483 1798 587">Spiroplasma citri Saglio et al.</td><td data-bbox="1798 483 2045 587">citrus stubbo- rn disease</td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 587 1798 683">Citrus greening disease</td><td data-bbox="1798 587 2045 683">citrus green- ing disease</td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 683 1798 778">Peach phony disease</td><td data-bbox="1798 683 2045 778">Peach phony disease</td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 778 1798 818">Potato yellow dwarf virus</td><td data-bbox="1798 778 2045 818"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 818 1798 858">Plum pox virus</td><td data-bbox="1798 818 2045 858"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 858 1798 898">Sugarcane Fiji disease virus</td><td data-bbox="1798 858 2045 898"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 898 1798 938">Sweet potato mild mottle virus</td><td data-bbox="1798 898 2045 938"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 938 1798 978">Citrus cachexia viroid</td><td data-bbox="1798 938 2045 978"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 978 1798 1018">Potato spindle tuber viroid</td><td data-bbox="1798 978 2045 1018"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 1018 1798 1058">Orseolis oryzae (Wood-Mason)</td><td data-bbox="1798 1018 2045 1058">イネノシントメタマハ^エ</td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 1058 1798 1098">Anarsia lineatella Zeller</td><td data-bbox="1798 1058 2045 1098">モモキハ^カ</td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 1098 1798 1137">Elasmopalpus lignosellus (Zeller)</td><td data-bbox="1798 1098 2045 1137">モロコシマタ^ラメイカ^カ</td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 1137 1798 1177">Pieris brassicae (Linne)</td><td data-bbox="1798 1137 2045 1177">オオモンシロチョウ</td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 1177 1798 1217">Diabrotica undecimpunctata Mannerheim</td><td data-bbox="1798 1177 2045 1217">シ^ユウイチホシウリハ</td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 1217 1798 1257">Otiorhynchus sulcatus (Fabricius)</td><td data-bbox="1798 1217 2045 1257">キンケクチフ^トソ^ウムシ</td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 1257 1798 1297">Otiorhynchus ovatus (Linne)</td><td data-bbox="1798 1257 2045 1297">イチコ^クチフ^トソ^ウムシ</td></tr> </table>	Erwinia amylovora (Burrill) Winslow et al.	火傷病菌	Spiroplasma citri Saglio et al.	citrus stubbo- rn disease	Citrus greening disease	citrus green- ing disease	Peach phony disease	Peach phony disease	Potato yellow dwarf virus		Plum pox virus		Sugarcane Fiji disease virus		Sweet potato mild mottle virus		Citrus cachexia viroid		Potato spindle tuber viroid		Orseolis oryzae (Wood-Mason)	イネノシントメタマハ ^エ	Anarsia lineatella Zeller	モモキハ ^カ	Elasmopalpus lignosellus (Zeller)	モロコシマタ ^ラ メイカ ^カ	Pieris brassicae (Linne)	オオモンシロチョウ	Diabrotica undecimpunctata Mannerheim	シ ^ユ ウイチホシウリハ	Otiorhynchus sulcatus (Fabricius)	キンケクチフ ^ト ソ ^ウ ムシ	Otiorhynchus ovatus (Linne)	イチコ ^ク チフ ^ト ソ ^ウ ムシ
Erwinia amylovora (Burrill) Winslow et al.	火傷病菌																																		
Spiroplasma citri Saglio et al.	citrus stubbo- rn disease																																		
Citrus greening disease	citrus green- ing disease																																		
Peach phony disease	Peach phony disease																																		
Potato yellow dwarf virus																																			
Plum pox virus																																			
Sugarcane Fiji disease virus																																			
Sweet potato mild mottle virus																																			
Citrus cachexia viroid																																			
Potato spindle tuber viroid																																			
Orseolis oryzae (Wood-Mason)	イネノシントメタマハ ^エ																																		
Anarsia lineatella Zeller	モモキハ ^カ																																		
Elasmopalpus lignosellus (Zeller)	モロコシマタ ^ラ メイカ ^カ																																		
Pieris brassicae (Linne)	オオモンシロチョウ																																		
Diabrotica undecimpunctata Mannerheim	シ ^ユ ウイチホシウリハ																																		
Otiorhynchus sulcatus (Fabricius)	キンケクチフ ^ト ソ ^ウ ムシ																																		
Otiorhynchus ovatus (Linne)	イチコ ^ク チフ ^ト ソ ^ウ ムシ																																		

改 正 後	現 行																																		
	<table border="1"> <tr> <td>Pantomorus cervinus (Boheman)</td><td>フラーハ・ラゾ・ウムシ</td></tr> <tr> <td>Grahognathus leucoloma (Boheman)</td><td>シロヘリクチフトゾ・ウムシ</td></tr> <tr> <td>Dendroctonus brevicomis Le Conte</td><td>アメリカマツノコキイムシ</td></tr> <tr> <td>Dendroctonus ponderosae Hopkins</td><td>アメリカマツノキイムシ</td></tr> <tr> <td>Scolytus scolytus (Fabricius)</td><td>ヨーロッパ・ニレノキイムシ</td></tr> <tr> <td>Scolytus multistriatus (Marshall)</td><td>セスジ・キイムシ</td></tr> <tr> <td>Epilachna varivestis Mulsant</td><td>インゲンテンノウ</td></tr> <tr> <td>Zabrotes subfasciatus (Boheman)</td><td>ブラジ・ルマメゾ・ウムシ</td></tr> <tr> <td>Eurygaster integriceps Puton</td><td>ムギ・チャイロカメムシ</td></tr> <tr> <td>Lygus lineolaris (Palisot de Beauvois)</td><td>サビ・イロメクラカ・メ</td></tr> <tr> <td>Blissus leucopterus (Say)</td><td>アメリカコハ・ネナカ・カメム</td></tr> <tr> <td>Circulifer tenellus (Baker)</td><td>デンサイヨコハ・イ</td></tr> <tr> <td>Empoasca fabae (Harris)</td><td>ジ・ヤカ・イモヒメヨコハ・イ</td></tr> <tr> <td>Aleulocanthus woglumi Ashby</td><td>ミカンクワトケ・コナシ・ラミ</td></tr> <tr> <td>Heterodera schachtii Ashby</td><td>デンサイシストセンチュウ</td></tr> <tr> <td>Xiphinema index Thorne et Allen</td><td>フト・ウオオハリセンチュウ</td></tr> <tr> <td>Radoholus similis (Cobb) Thore</td><td>ラト・フォルス・シミルス</td></tr> </table>	Pantomorus cervinus (Boheman)	フラーハ・ラゾ・ウムシ	Grahognathus leucoloma (Boheman)	シロヘリクチフトゾ・ウムシ	Dendroctonus brevicomis Le Conte	アメリカマツノコキイムシ	Dendroctonus ponderosae Hopkins	アメリカマツノキイムシ	Scolytus scolytus (Fabricius)	ヨーロッパ・ニレノキイムシ	Scolytus multistriatus (Marshall)	セスジ・キイムシ	Epilachna varivestis Mulsant	インゲンテンノウ	Zabrotes subfasciatus (Boheman)	ブラジ・ルマメゾ・ウムシ	Eurygaster integriceps Puton	ムギ・チャイロカメムシ	Lygus lineolaris (Palisot de Beauvois)	サビ・イロメクラカ・メ	Blissus leucopterus (Say)	アメリカコハ・ネナカ・カメム	Circulifer tenellus (Baker)	デンサイヨコハ・イ	Empoasca fabae (Harris)	ジ・ヤカ・イモヒメヨコハ・イ	Aleulocanthus woglumi Ashby	ミカンクワトケ・コナシ・ラミ	Heterodera schachtii Ashby	デンサイシストセンチュウ	Xiphinema index Thorne et Allen	フト・ウオオハリセンチュウ	Radoholus similis (Cobb) Thore	ラト・フォルス・シミルス
Pantomorus cervinus (Boheman)	フラーハ・ラゾ・ウムシ																																		
Grahognathus leucoloma (Boheman)	シロヘリクチフトゾ・ウムシ																																		
Dendroctonus brevicomis Le Conte	アメリカマツノコキイムシ																																		
Dendroctonus ponderosae Hopkins	アメリカマツノキイムシ																																		
Scolytus scolytus (Fabricius)	ヨーロッパ・ニレノキイムシ																																		
Scolytus multistriatus (Marshall)	セスジ・キイムシ																																		
Epilachna varivestis Mulsant	インゲンテンノウ																																		
Zabrotes subfasciatus (Boheman)	ブラジ・ルマメゾ・ウムシ																																		
Eurygaster integriceps Puton	ムギ・チャイロカメムシ																																		
Lygus lineolaris (Palisot de Beauvois)	サビ・イロメクラカ・メ																																		
Blissus leucopterus (Say)	アメリカコハ・ネナカ・カメム																																		
Circulifer tenellus (Baker)	デンサイヨコハ・イ																																		
Empoasca fabae (Harris)	ジ・ヤカ・イモヒメヨコハ・イ																																		
Aleulocanthus woglumi Ashby	ミカンクワトケ・コナシ・ラミ																																		
Heterodera schachtii Ashby	デンサイシストセンチュウ																																		
Xiphinema index Thorne et Allen	フト・ウオオハリセンチュウ																																		
Radoholus similis (Cobb) Thore	ラト・フォルス・シミルス																																		

改 正 後				現 行			
別表 1 (第 8 関係) 1 次検査の方法				別表 2 (第 8 関係) 1 次検査の方法			
種苗の種類	検査の種類	対象検査有害動植物等	方法の詳細	種苗の種類	検査の種類	対象有害動植物等	方法の詳細
1 草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	ふるい別検査	ヒメアカカツオブシムシ、ローデシアマメゾウムシ等の検査有害動物	規程別表第 1 に掲げる数量についてふるい別すること。	1 草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	ふるい別検査	ヒメアカカツオブシムシ、ローデシアマメゾウムシ等の有害動物	規程別表第 1 に掲げる数量についてふるい別すること。
	病徴・標徴検査	麦角、菌核、黒穂、ゴール等	ルーペを用いて病徴、標徴等の異常を識別すること。		病徴・標徴検査	麦角、菌核、黒穂、ゴール等	ルーペを用いて病徴、標徴等の異常を識別すること。
2 果樹、森林植物、観賞用植物等の苗木類（部分、接穂等を含む。）	病徴・標徴検査	ナシヒメシンクイ、カンキツそうか病菌等の検査有害動植物	明るい場所又は照明下の検査台上で検査有害動物の卵、幼虫、成虫等の有無、検査有害植物の寄生による病徴、標徴等の異常、線虫の寄生による根腐、ゴール等の異常をルーペ、ピンセット等を用いて検査すること。	2 果樹、森林植物、観賞用植物等の苗木類（部分、接穂等を含む。）	病徴・標徴検査	ナシノヒメシンクイ、カンキツそうか病菌等の有害動植物	明るい場所又は照明下の検査台上で有害動物の卵、幼虫、成虫等の有無、有害植物の寄生による病徴、標徴等の異常、線虫の寄生による根腐、ゴール等の異常をルーペ、ピンセット等を用いて検査すること。
3 グラジオラス、すいせん、ダリア、チューリップ、ゆり、わけぎ等の球根類	〃	ユリアザミウマ、ユリ炭そ病菌等の検査有害動植物		3 ユリ、スイセン、チューリップ、グラジオラス、ダリア、わけぎ等の球根類	〃	ユリアザミウマ、ユリ炭疽病菌等の有害動植物	
4 キャッサバ、さつまいも等の塊根、さといも、ばれいしょ、やまのいも等の塊茎等のいも類	〃	クシコメツキ、サツマイモつる割病菌等の検査有害動植物		4 サツマイモ、キャッサバ等の塊根、パレイショ、サトイモ、ヤマノイモ等の塊茎等のイモ類	〃	クシコメツキ、サツマイモつるわれ病菌等の有害動植物	
(注) (1) この表に掲げる対象検査有害動植物等のほか、特重要綱別表 1 に掲げる検査有害動植物については、同要綱別表 2 に掲げる方法により検査を実施するものとする。 (2) この表に掲げる検査のほか、容器包装についても綿密に検査するものとする。				(注) (1) この表に掲げる対象有害動植物等の他、別表 1 に掲げる有害動植物については、「特定重要病害虫検査要綱」別表 2 特定重要病害虫検査指標に掲げる方法により検査を実施するものとする。 (2) この表に掲げる検査の外、容器包装についても綿密に検査するものとする。			

改 正 後						現 行					
別表 2 (第 8 関係) 2 次検査の方法						別表 3 (第 8 関係) 2 次検査の方法					
種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検査有害動物等	方法の詳細	種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象有害動物等	方法の詳細
草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	左に掲げる全ての種子	麦角、菌核検査	20,000粒	麦角、菌核	必要に応じ拡大鏡を使用して、麦角又は菌核を選出すること。	草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	左に掲げる全ての種子	麦角、菌核検査	20,000粒	麦角、菌核	必要に応じ拡大鏡を使用して、麦角又は菌核を選出すること。
		拡大鏡検査	(1) 大粒種子の場合 は 1 kg 以上 (2) 小粒種子の場合 は 500 g 以上	黒穂、ゴール、シスト、変色種子等	倍率 3 倍以上の照明付き拡大鏡を使用して検査すること。			拡大鏡検査	(1) 大粒種子の場合 は 1 kg 以上 (2) 小粒種子の場合 は 500 g 以上	黒穂、ゴール、シスト、変色種子等	倍率 3 倍以上の照明付き拡大鏡を使用して検査すること。
	からまつ、しらびそ、すぎ、つげ、ひのき、ばら属、及びまめ科の牧草種子	透視検査	30 g	バラノミオナガコバチ、カラマツタネコバチ、アルファルファタネコバチ等の検査有害動物	軟エックス線透視装置を用いて、供試種子 10 g を 3 回に分けて検査すること。		バラ属、ツゲ、スギ、ヒノキ、カラマツ、シラビソ及びマメ科の牧草種子	透視検査	30 g	バラノミオナガコバチ、カラマツタネコバチ、アルファルファタネコバチ等の有害動物	軟エックス線透視装置を用いて、供試種子 10 g を 3 回に分けて検査すること。
注) (1) この表に掲げる対象検査有害動物等のほか、特重要綱別表 1 に掲げる検査有害動物については同要綱別表 2 に掲げる検査を実施するものとする。 この場合、1 次検査において病徴又は標徴が認められた種苗について行うほか、ブロッター法検査にあっては、病徴又は標徴の有無にかかわらず、任意抽出した 400 粒について行うものとする。						(注) (1) この表に掲げる対象有害動物等の他、別表 1 に掲げる有害植物及び線虫について「特定重要病害虫検査要綱」別表 2 に掲げる検査を実施する。 この場合、1 次検査において病徴又は標徴が認められた種苗について行うほか、ブロッター法検査にあっては、病徴又は標徴の有無にかかわらず、任意抽出した 400 粒について行うものとする。					

改 正 後

現 行

別表3 (第12関係)

1 臭化メチルによる消毒方法の基準

(薬量: g/内容積 m^3)

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘 要
種子に食入又は付着する検疫有害動物 (ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。)	[略]	[略]	[略]	特A級又は A級	[略]
		[略]	[略]		
そてつに食入又は付着する検疫有害動物 (ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。)		[略]	[略]		
にら, わけぎに付着する検疫有害動物 (ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。)		[略]	[略]		

2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準

(燐化水素としての薬量: g/内容積 m^3)

検疫有害動物の種類	方法	薬量	温度	時間	倉庫の等級	摘 要
種子 (とうもろこし, はくさい, ライグラス等) に食入又は付着する検疫有害動物 (グラナリヤコクゾウ, ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。)	[略]	[略]	5℃以上~10℃未満	[略]	特A級又は A級	(1) 5℃未満の場合は使用しないこと。 (2) [略]
			10℃以上~20℃未満	[略]		
			20℃以上	[略]		

改 正 後						現 行
3 青酸ガスによる消毒方法の基準						
(薬量：g／内容積m ³)						
検疫有害動物の種類	方 法	薬 量	時間	倉庫の等級	摘 要	
苗木、苗の表面に付着するカイガラムシ、アブラムシ、アザミウマ、コナジラミ等の検疫有害動物	[略]	液体青酸 1.8(10~20℃)	[略]	特A級又はA級	[略]	
		青化ソーダ 5.4(20℃以上) 10.8(10~20℃)				
4 選別による消毒方法の基準						
検疫有害動植物の種類	選 別 程 度				摘 要	
種子に付着する麦角	麦角の混入率（重量比）が0.05%以上あるときは、荷口全体の選別				[略]	
種子に付着する菌核	菌核の混入率（重量比）が0.05%以上あるときは、荷口全体の選別					
[略]	[略]					
[略]	[略]				[略]	
[略]	[略]				[略]	
球根に付着するロビンネダニ、ゴミコナダニ及びフザリウム病菌等	ロビンネダニ及びゴミコナダニ（これらと同様の加害形態をもつ検疫有害動物を含む。）が付着しており、かつ、り病している球根その他り病球根が1%以上あるときは荷口全体の選別				[略]	

改 正 後				現 行
5 温湯浸漬による消毒方法の基準				
検疫有害動物の種類	温 度	時 間	摘 要	
[略]	[略]	[略]	[略]	
[新設]				
6 薬剤浸漬による消毒方法の基準				
検疫有害植物の種類	薬剤名及び薬量又は濃度	処理方法及び処理時間	摘要	
りんご、なし等苗木に付着する白紋羽病菌	チオファネートメチル水和剤 500倍液	10分間（根部）浸漬		
きゅうり種子に付着する割病菌等	チウラム・ベノミル水和剤 20倍液	10～30分間浸漬		
ばれいしょ塊茎に付着するそうか病菌	銅水和剤 50～100倍液	20分間浸漬		
7 薬剤粉衣による消毒方法の基準				
検疫有害植物の種類	薬剤名及び薬量又は濃度	処理方法及び処理間	摘要	
てんさい種子等に付着する立枯れ病菌	チウラム水和剤 2～5g／種子1kg	種子粉衣		

改正後	現 行																																						
	別表 4（第 1 2 関係） 1 臭化メチルによる消毒方法の基準 (薬量： g / 内容積m³) <table><tr><th>有害動物の種類</th><th>方 法</th><th>薬 量</th><th>時 間</th><th>倉庫の等級</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="2">種子に食入又は付着する有害動物（ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）</td><td rowspan="6">[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td rowspan="3">A級</td><td rowspan="6">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>ソテツに食入又は付着する有害動物（ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>ワケギ，ニラに付着する有害動物（ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> 2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準 (燐化水素としての薬量： g / 内容積m³) <table><tr><th>有害動物の種類</th><th>方 法</th><th>薬量</th><th>温 度</th><th>時間</th><th>倉庫の等級</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="3">種子（ハクサイ，トウモロコシ，ライグラス等）に食入又は付着する有害動物（グラナリヤコクゾウ，コクゾウ，ココクゾウ，ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）</td><td rowspan="3">[略]</td><td rowspan="3">[略]</td><td>5度以上～10度未満</td><td>[略]</td><td rowspan="3">A級</td><td rowspan="3">(1) 5度未満の場合は使用しないこと。 (2) [略]</td></tr><tr><td>10度以上～20度未満</td><td>[略]</td></tr><tr><td>20度以上</td><td>[略]</td></tr></table>	有害動物の種類	方 法	薬 量	時 間	倉庫の等級	摘 要	種子に食入又は付着する有害動物（ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）	[略]	[略]	[略]	A級	[略]	[略]	[略]	ソテツに食入又は付着する有害動物（ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）	[略]	[略]	ワケギ，ニラに付着する有害動物（ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）	[略]	[略]	有害動物の種類	方 法	薬量	温 度	時間	倉庫の等級	摘 要	種子（ハクサイ，トウモロコシ，ライグラス等）に食入又は付着する有害動物（グラナリヤコクゾウ，コクゾウ，ココクゾウ，ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）	[略]	[略]	5度以上～10度未満	[略]	A級	(1) 5度未満の場合は使用しないこと。 (2) [略]	10度以上～20度未満	[略]	20度以上	[略]
有害動物の種類	方 法	薬 量	時 間	倉庫の等級	摘 要																																		
種子に食入又は付着する有害動物（ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）	[略]	[略]	[略]	A級	[略]																																		
		[略]	[略]																																				
ソテツに食入又は付着する有害動物（ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）		[略]	[略]																																				
ワケギ，ニラに付着する有害動物（ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）		[略]	[略]																																				
有害動物の種類		方 法	薬量	温 度		時間	倉庫の等級	摘 要																															
種子（ハクサイ，トウモロコシ，ライグラス等）に食入又は付着する有害動物（グラナリヤコクゾウ，コクゾウ，ココクゾウ，ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）		[略]	[略]	5度以上～10度未満		[略]	A級	(1) 5度未満の場合は使用しないこと。 (2) [略]																															
	10度以上～20度未満			[略]																																			
	20度以上			[略]																																			

改正後	現 行					
	3 青酸ガスによる消毒方法の基準					
	(薬量：g／内容積m ³)					
	有害動物の種類	方 法	薬 量	時間	倉庫の等級	摘 要
	苗木、苗の表面に付着するカイガラムシ、アブラムシ、アザミウマ、コナジラミ等の有害動物	[略]	液体青酸 1.8	[略]	A級	[略]
			青化ソーダ 5.4(5月~10月) 10.8(11月~4月)			
	4 選別による消毒方法の基準					
	有害植物の種類	選 別 程 度				摘 要
	種子に付着する麦角	(1) 麦角 (Claviceps giganteaの麦角を除く。) の混入率 (重量比) が0.05%以上あるときは荷口全体の選別 (2) Claviceps giganteaの麦角の混入率 (重量比) が0.01%以上あるときは、荷口全体の選別				[略]
	種子に付着する菌核	菌核の混入率 (重量比) が0.01%以上あるときは、荷口全体の選別				
	[略]	[略]				
	[略]	[略]				[略]
	[略]	[略]				[略]
球根に付着するロビンネダニ、ゴミコナダニ及びフザリウム病菌等	ロビンネダニ及びゴミコナダニ (これらと同様の加害形態をもつ有害動物を含む。) が付着しており、かつ、り病している球根その他り病球根が1%以上あるときは荷口全体の選別				[略]	

改正後	現 行									
	<table><tr><td>球根に付着する黒かび病菌、 青かび病菌</td><td>り病球根が3%以上あるときは、荷口全体の選別</td><td>選別したり病球根は廃棄すること。</td></tr></table>			球根に付着する黒かび病菌、 青かび病菌	り病球根が3%以上あるときは、荷口全体の選別	選別したり病球根は廃棄すること。				
	球根に付着する黒かび病菌、 青かび病菌	り病球根が3%以上あるときは、荷口全体の選別	選別したり病球根は廃棄すること。							
	5 温湯浸漬による消毒方法の基準									
<table><tr><td>有害動物の種類</td><td>温 度</td><td>時 間</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>			有害動物の種類	温 度	時 間	摘 要	[略]	[略]	[略]	[略]
有害動物の種類	温 度	時 間	摘 要							
[略]	[略]	[略]	[略]							

改正後

別表 4 (第13関係)

分散防止のための薬剤散布等の基準

検疫有害動植物の種類	処理	摘要
種苗の荷役場所、はしけ、トラック等に付着する <u>検疫有害動植物</u>	[略]	

別記様式 1 (第11関係)

消毒 (廃棄) 計画書 No. _____
[略]

別記様式 2 (第13関係)

輸送後消毒申請書 No. _____
記
[略]
5 検疫有害動植物の分散防止方法
[略]

現行

別表 5 (第13関係)

分散防止のための薬剤散布等の基準

有害動物又は有害植物の種類	処理	摘要
種苗の荷役場所、はしけ、トラック等に付着する <u>有害動物又は有害植物</u>	[略]	

別記様式 1 (第11関係)

消毒 (廃棄) 計画書
[略]

別記様式 2 (第13関係)

輸送後消毒申請書
記
[略]
5 有害動物又は有害植物の分散防止方法
[略]

改 正 後	現 行
別記様式 3 (第14関係) No. _____ 積 戻 許 可 願 記 [略] 3 積戻しをする船舶又は航空機名 4 積戻し予定月日 上記積戻し計画について を許可する。 [略] を条件にこれ	別記様式 3 (第14関係) No. _____ 積 戻 許 可 願 記 [略] 3 積戻しをする船舶又は航空機名 4 積戻し予定月日 上記積戻し計画について を許可する。 [略] を条件にこ
別記様式 4 (第17関係) No. _____ 選 別 実 施 報 告 書 [略]	別記様式 4 (第17関係) No. _____ 選 別 実 施 報 告 書 [略]